

沖縄県飲酒運転根絶推進計画

平成 29 年 3 月

沖縄県

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 飲酒運転を取り巻く現状と課題	3
1 飲酒運転の状況	3
2 飲酒運転の根絶に向けた取組状況	5
3 取組の成果・課題	6
4 課題の背景	7
第3章 飲酒運転根絶推進のための基本的な方向	10
1 体系的推進のための取組の方向	10
2 目標設定	11
第4章 飲酒運転根絶に関する取組	12
1 規範意識の欠如への対策	12
2 アルコールに関する知識不足・二日酔い運転への対策	13
3 アルコール依存症への対策	14
4 県民運動としての浸透・定着化	15
第5章 推進体制及び進行管理	16
1 県民総ぐるみの運動推進	16
2 情報提供	16
3 実施状況の公表と検討	16
参考資料・用語の定義・参考データ	17
関連取組一覧	25

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

沖縄県では、悲惨な事故に繋がる飲酒運転を根絶するため、様々な取組を行い県民の意識高揚を図ってきた。

特に、平成21年に沖縄県飲酒運転根絶条例を制定し、県、県警、事業者、関係機関・団体、県民が一体となって飲酒運転の根絶に取り組んできたところである。

その結果、飲酒運転根絶に向けた県民意識が高まったこと、全国的な厳罰化の傾向、県警による取締りの強化などにより、ピーク時と比較すると、飲酒絡みの人身事故、死亡事故件数は約4分の1まで減少している。

●飲酒絡みの人身事故ピーク時：平成14年、433件。平成27年：117件

●飲酒絡みの死亡事故ピーク時：平成7年、46件。平成27年：11件

しかしながら、近年は横ばい傾向となるなど、飲酒絡みの人身事故は未だに後を絶たず、根絶にはほど遠い状況である。

また、人身事故に占める飲酒絡みの人身事故の構成率は、今の形で統計を取り始めた平成2年以来26年連続全国ワーストワンである。死亡事故に占める飲酒絡みの死亡事故の構成率も常にワースト上位であり、平成7年から平成21年まで連続15年、平成25年から現在まで3年連続で全国ワーストワンになるなど、県内の飲酒運転の実態は極めてゆゆしき事態と言わざるを得ない。

この状況から脱却するため、県は、有識者による沖縄県飲酒運転根絶検討委員会を設置し、県内の飲酒運転の要因分析や課題等の検討を踏まえて、今後の施策に盛り込むべき視点等について提言を受けた。

県は、同提言の内容をより実効性のあるものとして確実に推進するため、本計画を策定した。

今後、本計画に基づき、県、県警、関係機関・団体が連携して飲酒運転根絶に向けた取組を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現を目指す。

2 計画の位置づけ

本計画は、沖縄県交通安全計画の分野別計画として位置づけており、飲酒運転根絶に向けた課題を明らかにするとともに、その解決に向けた取組等について取りまとめている。

3 計画期間

本計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を計画期間とする。

第2章 飲酒運転を取り巻く現状と課題

1 飲酒運転の状況

(1) 県内の飲酒運転の状況（平成27年）

県内の飲酒運転状況は、ピーク時と比較して大幅に改善してきていたが、近年は、飲酒絡みの人身事故件数および構成率は横ばい、飲酒絡みの死亡事故件数および構成率は増加傾向となっている。

飲酒絡みの人身事故件数：117件（ピーク時：平成14年、433件）

人身事故に占める飲酒絡みの人身事故の構成率：2.08%

（ピーク時：平成9年、10.00%）

飲酒絡みの死亡事故件数：11件（ピーク時：平成7年、46件）

死亡事故に占める飲酒絡みの死亡事故の構成率：27.5%

（ピーク時：平成9年、53.0%）

飲酒運転による検挙件数：1,695件（ピーク時：平成10年、15,587件）

(2) 全国の飲酒運転の状況（平成27年全国平均）

人身事故に占める飲酒絡みの人身事故の構成率：0.76%

死亡事故に占める飲酒絡みの死亡事故の構成率：6.2%

飲酒運転による検挙件数：567件

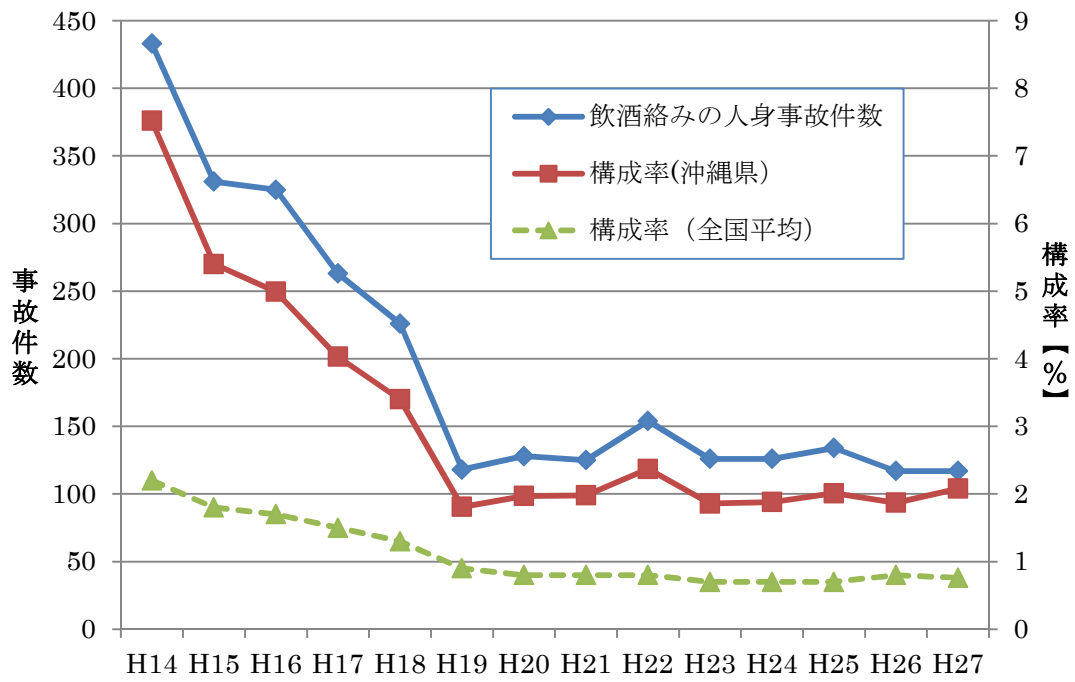
(3) 全国との比較（平成27年）

人身事故に占める飲酒絡みの人身事故の構成率：全国平均(0.76%)の2.7倍

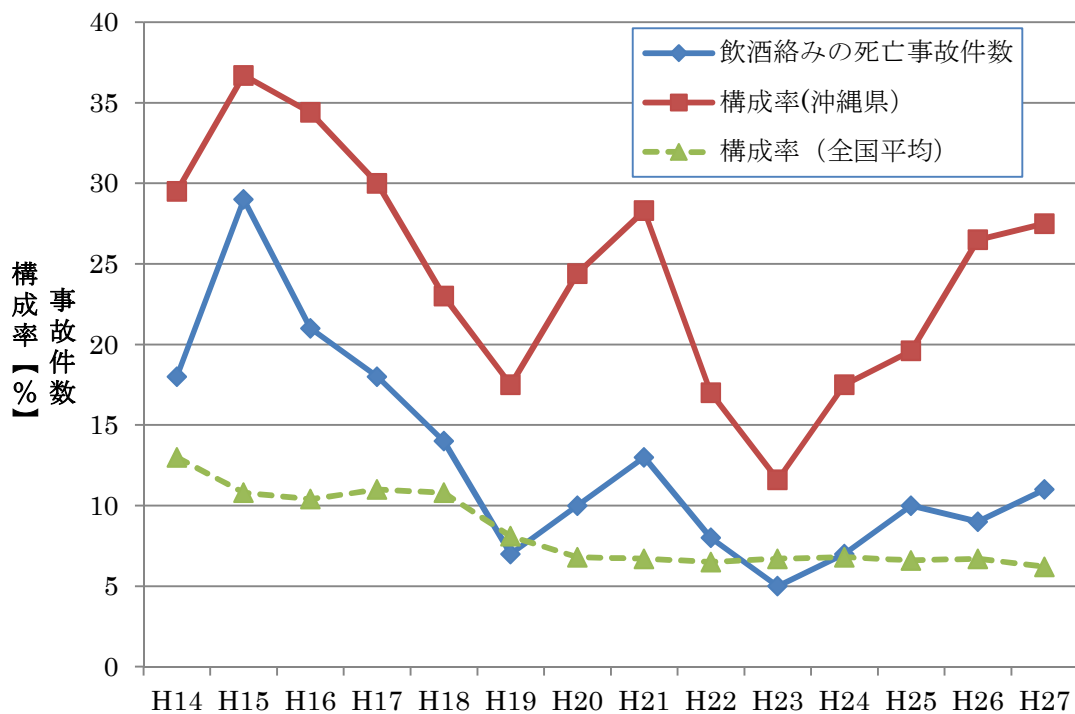
死亡事故に占める飲酒絡みの死亡事故の構成率：全国平均(6.2%)の4.4倍

飲酒運転の検挙件数：1,695件(全国最多)

飲酒絡みの人身事故件数及び構成率の推移



飲酒絡みの死亡事故件数及び構成率の推移



2 飲酒運転の根絶に向けた取組状況

(1) 罰則強化

重大事故発生により全国的な気運が高まり、罰則強化等の措置が図られた。

- 平成 11 年：女児 2 人が死亡した東名高速道路でのトラック追突事故
- 平成 13 年：危険運転致死傷罪の新設
- 平成 14 年：酒気帯び運転の検挙基準の引き下げ
- 平成 18 年：福岡県で幼児 3 人が死亡した海の中道大橋飲酒運転事故
- 平成 19 年：酒気帯び運転、酒酔い運転の罰則引き上げ

酒類提供、同乗した者に対しても罰則を適用

- 平成 21 年：飲酒運転による運転免許の行政処分内容等の引き上げ
- 平成 26 年：「自動車運転死傷行為処罰法」が新設。

危険運転致死傷罪の対象拡大、発覚免脱罪などを規定

(2) 本県の推進体制

本県の交通安全における重要課題である飲酒運転の根絶に向けた取組を、県、県警、関係機関・団体に組織する沖縄県交通安全推進協議会を中心として推進していくための体制を整備している。

(3) 取組

飲酒運転根絶条例に基づき、県、県警、市町村、関係機関・団体等と連携し「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりに向け、飲酒運転根絶を県民運動として展開するための取組や警察による飲酒運転取締りの強化など各種施策を推進している。

【これまでの取組】

飲酒運転根絶ロゴマークを活用した県民意識の高揚（平成 28 年 9 月～）

各季の交通安全運動における広報・啓発

飲酒運転根絶県民大会の開催（平成 22 年～）

飲酒運転根絶ピンバッジの普及啓発

自治体、企業等との飲酒運転根絶協働行動の締結

飲酒運転根絶実践企業の認定

飲酒運転根絶宣言書の署名提出

飲酒運転根絶に関する覚書の締結
学校、事業所等での交通安全教育の推進
飲酒運転根絶アドバイザーの活用

3 取組の成果・課題

(1) 成果

飲酒絡みの人身事故件数はピーク時（H14）の433件から平成27年には117件と約4分の1まで減少、飲酒絡みの検挙はピーク時（H10）の1万5,000件台から平成27年には1,695件と約10分の1まで減少するなど、飲酒運転の状況について一定の改善が認められる。

(2) 課題

① 規範意識の欠如

飲酒運転による被検挙者を対象とした県警の実態調査結果によると、飲酒をする前の意思として、「最初から運転するつもりだった」と回答した者が7割であった。飲酒運転をした理由についても「警察に捕まらないと思った」「その程度は大丈夫だと思った」との回答が合わせて7割となっていることなどから、規範意識の低さや安易な判断による飲酒運転が多い状況にある。

また、自宅から5キロ以内で検挙された者も多く、通い慣れた道なら大丈夫といった自身の運転技術への過信による飲酒運転が多いと言える。

その一方で、再犯率は1割に満たない。これは、過去に検挙された者が飲酒運転を繰り返しているのではなく、飲酒絡みによる事故を起こしていない、あるいは、検挙されていない潜在的な飲酒運転者が多いことを示していると言える。

これらのことから、県民の規範意識の欠如が飲酒運転に繋がっており、更なる意識改革が課題となっている。

② アルコールに対する知識不足・二日酔い運転の実態

飲酒運転による被検挙者を対象とした県警の実態調査結果によると、出勤時間帯（06:00～10:00）の検挙が全体の約2割いることから、二日酔い運転による被検挙者が一定数存在することが窺える。

これは、アルコールが体内から抜けるのに必要な時間など、アルコールに関する正しい知識を知らないことが、二日酔い運転に繋がっていると考えられる。

また、仮眠を取ればアルコールが抜けるなどの誤った知識が広がっていることも二日酔い運転に繋がっていると考えられる。

これらの状況から、アルコールに対する知識不足やそれによる二日酔い運転に対する対策が必要である。

③ 多量飲酒・アルコール依存症

沖縄県健康長寿課が行った適正飲酒推進調査によると、県民の飲酒の特徴として、初飲年齢が低いこと、男女とも全国より飲酒習慣を有する者が多いこと、多量飲酒とされる6ドリンク（節度ある適度な飲酒量：純アルコール20gの3倍にあたる飲酒）以上の飲酒頻度が全国と比べて高いことが明らかとなった。

また、AUDIT検査（アルコール問題のスクリーニングテスト）で高い点数（高いほどアルコール依存症のリスクが高い）となる人やアルコールによる肝疾患で死亡する人が全国と比較して多いことから、県民の多量飲酒の深刻さが窺える。

飲酒運転による被検挙者を対象とした県警の実態調査結果でも、時間帯別の検挙件数が深夜時間帯（00:00～04:00、約4割）に集中しており、酒気帯び運転の違反基準（呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓ～0.25mg/ℓ未満、0.25mg/ℓ以上）のうち0.25mg/ℓ以上で検挙された者が8割もいるなど、飲酒運転者の中に多量飲酒者が多いことが窺える。

多量飲酒やアルコール依存症も飲酒運転に繋がるため、これらの対策も課題となっている。

4 課題の背景

（1）規範意識の欠如

これまでの取組等により、飲酒運転による事故件数や検挙件数は減少しているが、飲酒運転に対する規範意識が著しく欠如している層が未だに存在している。

県民の規範意識については、第9回県民意識調査（平成27年）においても、県民の短所として「厳しさが足りない」「公德心が低い」という点が挙げられ、

規範意識の低さについて県民も認識していることが示されており、飲酒運転の実態にも繋がっていると思われる。

飲酒運転による被検挙者へのアンケートでも、「最初から飲酒運転をするつもりだった」と回答した者は平成 15 年には約 17% だった。その後の取組等により一定の規範意識を有する者が飲酒運転をしなくなったことで被検挙者が減少したが、同様の回答をする者の割合は増加し、平成 22 年には約 52% と過半数を超え、平成 27 年には約 73% となった。

このような背景には、幼少期から親と共に居酒屋に出入りするなどの生活環境や未成年者の飲酒を見て見ぬふりをするような状況などによる飲酒に関する抵抗感の低さ、飲酒運転の危険性や結果の重大性に対する認識の甘さがあると考えられる。

また、軌道交通の整備が進んでいないことから、本県は自動車・二輪車に依存した車社会であり、法令遵守の意識よりも「仕事に車が必要」などの交通の利便性や「タクシー代等がなかった」といった自己の経済性を優先することも飲酒運転で検挙された者の意識に窺える。

(2) アルコールに対する知識不足

アルコールによる健康への影響等アルコールの知識については、各保健所を中心に市町村・教育機関・保健医療関係団体等と連携し、講演会やイベントなどで正しい知識を得る機会を増やすなど、普及啓発に取り組んでいる。しかし、被検挙者の中に「(飲酒量が少量なので) その程度は大丈夫と思った」と回答する者がいることや、通勤時間帯の被検挙者が多いことから二日酔い運転で検挙されたと思われる者が一定数存在しているなど、アルコールが人体に及ぼす影響やアルコールの分解に要する時間など、アルコールに対する知識が不足している状況である。

また、過去に飲酒運転をしても捕まらなかった、事故を起こさなかったなどの経験や伝聞、一晩寝たらアルコールが抜けるといった誤った知識の流布が、アルコールの及ぼす影響の軽視や二日酔い運転に繋がっていると思われる。

(3) アルコール依存症及び多量飲酒等酒害

沖縄県民の飲酒実態については、適正飲酒実態調査によると、初飲年齢が20歳未満の者が男性で約43%、女性で約25%という調査結果や、北部地域の高校生の飲酒に関するアンケートで約39%が「飲酒経験がある」と回答するなど、未成年者で飲酒する者が多い。

また、適正飲酒実態調査では、飲酒習慣を有する者は多いものの、「1週間に4回以上飲酒する」者が男性は約23%、女性は約8%であり、全国平均の男性約38%と女性約10%を下回っており、飲酒頻度は低いことが判明した。

一方で、1度の飲酒量については、「6ドリンク以上の飲酒を1週間に2回以上」と答えた者が、男性で全国平均の2倍以上、女性で全国平均の4.7倍以上と1度の飲酒での飲酒量が多い傾向にあることや、AUDIT検査によるアルコール依存症疑いや予備群が多いことなども明らかになっている。

このようなことから、節度ある適度な飲酒量やアルコールによる健康への影響、酒害についての啓発・情報提供が、県民に行き届いていない状況にある。

第3章 飲酒運転根絶推進のための基本的な方向

1 体系的推進のための取組の方向

(1) 「飲酒運転はしない、させない、許さない」という県民意識の定着

飲酒運転の背景には、飲酒運転の危険性や代償等に対する認識の甘さがあることから、飲酒運転は重大な犯罪であり、被害者はもちろん運転者やその家族等も重大な代償を被ることを認識させる取組を推進する。

取組にあたっては、飲酒運転根絶条例に基づいて県、県警、市町村、関係機関・団体のみならず、地域や家庭においても飲酒運転根絶意識の普及啓発に努め、県民の意識高揚を図ることで、周囲への注意・声かけ、飲酒運転等に関する情報提供など「飲酒運転をしない、させない、許さない」県民意識の定着、実践を推進する。

(2) 教育機関等における飲酒運転根絶に向けた教育及び啓発活動の推進

飲酒運転根絶のためには、酒害や飲酒運転の危険性・悪質性を理解させ、「飲酒運転は犯罪である」という意識を定着させることが重要である。

そのため、県、県警、教育機関、関係機関・団体が連携して、教育現場における交通安全教育、免許取得及び更新時における講習、社内研修など様々な場において、交通規範遵守の重要性や多量飲酒による健康被害、アルコールに関する正しい知識の普及など、飲酒運転根絶に資する教育及び啓発活動を推進する必要がある。

(3) アルコール依存者等健康障害への対応策の拡充

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及、アルコール健康障害に関する支援体制の整備、医療・行政機関・当事者・家族間での情報共有、アルコール依存症治療の専門病棟などアルコール依存症等健康障害への対応策の拡充を推進する。

2 目標設定

計画期間においては、県、県警、市町村、関係機関・団体が連携し、飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、以下に掲げる目標の達成を目指す。

項 目	平成 33 年度末
人身事故に占める飲酒絡みの人身事故の構成率 (平成 33 年中)	1.50%以下
飲酒絡みの人身事故件数 (平成 33 年中)	100 件未満
小・中・高校における交通安全教育実施率	100%
アルコール依存症等に関する相談者延べ人数	2,000 名

第4章 飲酒運転根絶に関する取組

1 規範意識の欠如への対策

(1) 飲酒運転を許さない環境づくり

① 社会的な制裁の強化

沖縄県交通安全推進協議会を通じて、企業を含めた関係機関・団体に対し、社内研修や運転前のアルコールチェック、地方公務員の懲戒指針等を参考として飲酒運転者に対する罰則等を設けるよう働きかけていくなど、社員等への飲酒運転根絶に向けた取組に努めるよう求める。

② 県民からの情報提供の推進、取り締まりの強化

飲酒運転者やその常習者、飲酒運転を助長する行為が疑われる店舗等について、県民から積極的に情報提供・相談がなされる環境づくりを推進するとともに、それらの情報提供等に基づく飲酒運転取締り、飲酒運転の未然防止及び再発防止対策を強化する。

また、飲酒運転根絶条例を周知し、県民や飲食店営業者等の責務についての理解を深める。

③ ハンドルキーパー運動や公共交通機関等の利用推進

ハンドルキーパー運動や公共交通機関、運転代行の利用を推進し、飲酒後は運転しないことを県民に広く意識づけることで、社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりを推進する。

(2) 教育活動

① 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育

飲酒運転根絶には、幼少期から、飲酒による身体への影響や飲酒運転の危険性・悪質性についての教育を行う必要がある。

そのため、教育現場において、飲酒による身体への影響に関する教育や交通安全教育を発達段階や各学校の実態に応じて実施する。また、マスコミ・ポスター・交通安全に関するホームページ等を活用して広く児童生徒に対し啓発を

行うなど、未成年者の飲酒の危険性、法令遵守の重要性、飲酒運転の危険性、悪質性、悲惨さへの理解を深める。

また、子ども・未成年者から親・大人へ「ルール厳守」のメッセージの発信や「高校生の交通問題を自ら考える実践交流会」の開催など児童生徒が主体となる飲酒運転根絶に資する意識啓発を推進する。

② 学生、社会人等への教育

学生、社会人等に対し、運転免許取得・更新時、学内や社内での研修、地域の集会などあらゆる機会を通じて、交通社会の一員として責任ある行動が実践されるよう、飲酒運転根絶条例の周知、飲酒運転根絶、節度ある適度な飲酒量等の教育を推進する。

③ アドバイザーの派遣

飲酒運転による事故の当事者、遺族、アルコールの専門知識を有する「飲酒運転根絶アドバイザー」の学校や事業所等での講演活動等をさらに推進し、県民意識の向上を図る。

(3) 啓発内容の充実

県、県警、市町村、関係機関・団体は、飲酒運転に対しては厳しい処分等（高額な罰金、運転免許の取消、解雇等）が課せられ、飲酒運転によって被害者やその家族はもちろん、運転者本人や家族等も不幸になることを広く県民に周知するため、被害者の声や違反者の手記などを取り入れた啓発や飲酒運転被検挙者へのアンケートを活用した県内飲酒運転実態の広報を実施するなど、県民に飲酒運転の悲惨さや実態が伝わるよう啓発内容の充実を推進する。

また、レンタカー協会などを通じた観光客への注意喚起、各季の交通安全運動での広報や運転免許の新規取得及び更新時講習時等における啓発を行うなど、様々な場において飲酒運転根絶に向けた広報・啓発活動を推進する。

2 アルコールに関する知識不足・二日酔い運転への対策

(1) アルコールに関する教育

① 児童生徒への教育

小・中・高等学校及び特別支援学校の児童生徒に対し、未成年者の飲酒による身体への影響や健康被害知識についての教育を行うなど、教育現場においてアルコールに関する教育を推進する。

② 学生、社会人等への教育

学生、社会人等に対し、運転免許取得・更新時、学内や社内での研修、地域の集会などあらゆる機会を通じて、交通社会の一員として責任ある行動が実践されるよう、飲酒運転根絶条例の周知、飲酒運転根絶、節度ある適度な飲酒等の教育を推進する。

(2) アルコール及び二日酔い運転に関する知識の普及

飲酒運転根絶アドバイザーの講演、イベント等における啓発用品の配布、ラジオ等マスコミを活用した広報活動、交通安全教育等を通じて、県、県警、関係機関・団体が連携してアルコールに関する知識の普及・啓発を推進する。

(3) 節度ある適度な飲酒量の周知、多量飲酒への指導等

① 節酒カレンダー、節酒アプリ等の利用推進

県民に節度ある飲酒を促すために開発した「節酒カレンダー」「適正飲酒サポートアプリ節酒カレンダー」の利用を促進することで、県民の節度ある適度な飲酒量に対する啓発を進めていく。

② イベント、講演会での節酒・酒害等についての啓発

各季の交通安全運動、飲酒運転根絶県民大会、各種講演会等の実施、広報啓発資料の活用など、正しい知識を得る機会を増やし、節度ある適度な飲酒量や多量飲酒の危険性を広報・啓発する。

3 アルコール依存症への対策

(1) 被検挙者に対して医療機関受診等を勧めるための仕組みの整理

飲酒運転者がアルコール依存症の疑いがある場合は、当該飲酒運転者又はその家族に対し、アルコールの専門医療機関や断酒会を紹介するほか、関係機関

と連携した措置を講ずるなど、必要な対策を円滑に推進するための仕組みを構築する。

(2) アルコール依存症に関する相談窓口の周知

総合精神保健福祉センターや保健所等が中心となり、アルコール依存症の適切な相談や治療、回復につなげる相談体制を整備する。また、誰もが相談できる相談機関を明確化し、広く周知を図る。

(3) 関係機関とのネットワーク連携強化

総合精神保健福祉センターや保健所等が中心となり、幅広い関係機関や、自助グループ及び民間団体の連携により、相談、適切な治療、社会復帰等の支援につなげる体制づくりを行う。

4 県民運動としての浸透・定着化

(1) 県、県警、市町村、関係機関・団体、事業者、県民参加の取組となる推進体制

沖縄県飲酒運転根絶条例の趣旨や内容に基づき、県、県警、市町村、関係機関・団体が相互に連携しながら広域的な取組を展開するとともに、事業者や事業団体等の自主的・能動的な取組への支援を行うことで、県民参加型の取組を推進していく。

(2) 広報・啓発活動の拡充及び継続

県、県警、市町村、関係機関・団体がそれぞれの分野において、飲酒運転根絶ロゴマークや関連用品等を活用した取組を実施するとともに、酒類と関係の深い飲食業や酒類メーカーなどと連携した広報・啓発活動の推進を図り、取組をマスコミやホームページ等で広報することで、これらの活動を周知し、より多くの県民参加を促すことで活動の継続を図る。

特に影響力の大きい県内マスコミについては、問題意識の共有化を図り、積極的に広報してもらえるよう働き掛けを行う。

第5章 推進体制及び進行管理

1 県民総ぐるみの運動推進

(1) 沖縄県交通安全推進協議会を核とする取組

沖縄県交通安全推進協議会を通じて、県警、市町村、関係機関・団体との連携を一層強化し、一体となって飲酒運転根絶に向けた取組を推進していく。

(2) 県民参加型の取組の実施

県民に当事者としての意識を定着させるため、飲酒運転根絶を呼びかける高校生ラジオCMなど、県民参加型の取組を推進する。

また、平成28年9月に制定された「飲酒運転根絶ロゴマーク」を活用し、飲酒運転が身近な問題であると県民に認識してもらい、飲酒運転根絶に向けた意識高揚を図る取組を推進する。

2 情報提供

(1) 飲酒絡みの事故状況等

飲酒絡みの事故、検挙情報について、マスコミ、関係機関・団体等へ適宜情報提供を行うとともに、ホームページ掲載による県民への周知を図る。

(2) 飲酒運転防止の取組

飲酒運転根絶に関連するイベント、ロゴマーク及びステッカー等の啓発用品、飲酒運転根絶教育の実施状況等について、マスコミ等を通じて積極的に広報し、県民に対し飲酒運転防止の取組の周知を図る。

(3) アルコール依存症等に関する相談機関と支援機関等紹介

アルコール関連問題の相談窓口、幅広い関係機関や、自助グループ及び民間支援団体等について、周知を強化する。

3 実施状況の公表と検討

目標の達成状況や取組状況を県のホームページで公表する。また、それらの状況を基に、より効果的な取組方法を検討・実施し、目標を達成する。

参考資料・用語の定義・参考データ

【参考資料】

- 資料名：飲酒運転実態調査分析結果
所 管：沖縄県警察本部 交通企画課
調査期間：平成 27 年
概 要：飲酒運転で検挙された 1,693 名に対するアンケート調査結果

- 資料名：交通白書
所 管：沖縄県警察本部 交通企画課
調査期間：平成 2 年～平成 27 年
概 要：沖縄県における交通事故等の実態を取りまとめたもの

- 資料名：飲酒運転根絶活動マニュアル
所 管：沖縄県警察本部 交通企画課
調査期間：平成 27 年
概 要：飲酒運転により検挙された者へのアンケートを基に、全国平均や九州平均との比較、事故件数等の推移、飲酒運転の実態（検挙時間帯、年齢等）、罰則等について取りまとめたもの。

- 資料名：適正飲酒推進調査事業 スクリーニング調査結果報告
所 管：沖縄県 健康長寿課
調査期間：平成 26 年 12 月から 3 月、平成 27 年 6 月から 10 月
概 要：沖縄県警察運転免許センター、安全運転学校中部分校、北部分校の 3ヶ所で免許更新 20 歳から 69 歳までの男女 81,481 名に対して行った調査結果。

- 資料名：高校生の飲酒に関するアンケート調査結果
所 管：北部福祉保健所
調査期間：平成 26 年 10 月から 11 月
概 要：北部地域の高等学校 7 校の生徒に対して行ったアンケート 2,594 件の調査結果。

- 資料名：第9回県民意識調査
所 管：沖縄県 企画調整課
調査期間：平成27年8月から9月
概 要：県内に居住する満15歳以上75歳未満の男女に対して行ったアンケート1,394件の調査結果

【用語の定義】

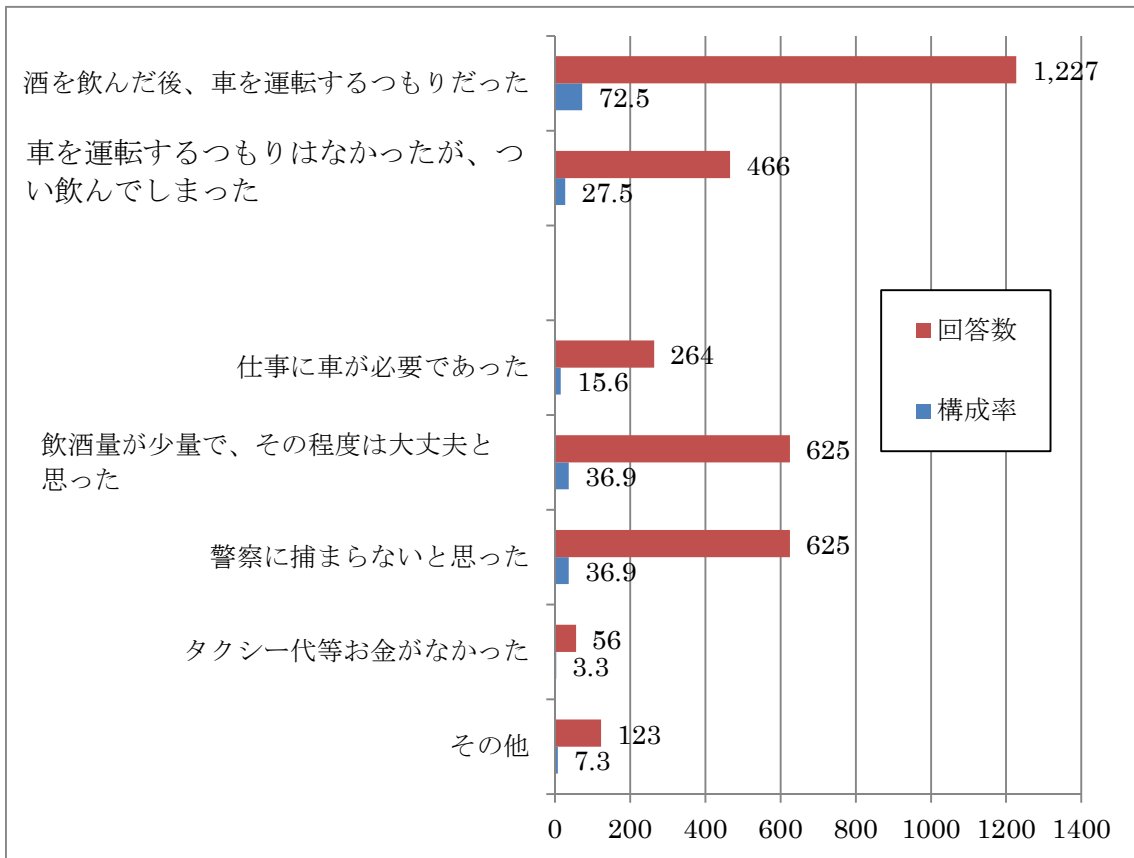
- 死亡事故死者数：交通事故発生から24時間以内の死者数
- ドリンク：アルコール摂取量の単位。1ドリンク＝アルコール10g。
- AUDIT検査：WHOの調査研究により作成された、アルコール依存症のスクリーニング(分類)テスト

【参考データ】

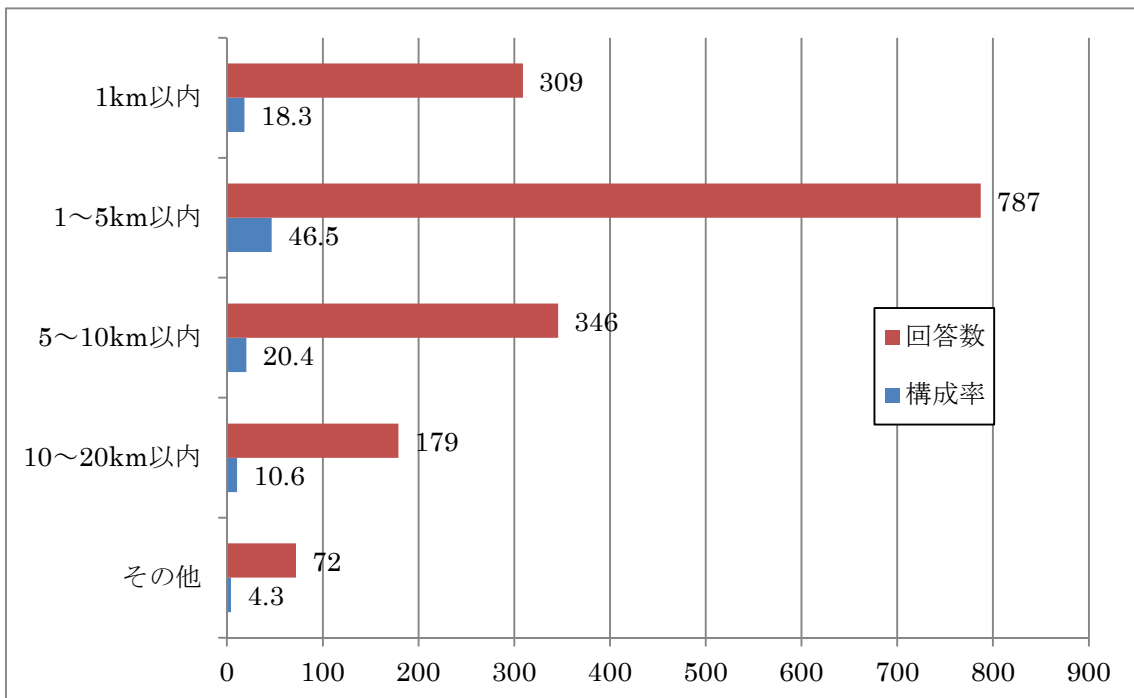
県内の飲酒運転状況の推移（交通白書）

	人身 事故 件数	飲酒がらみ の人身事故 件数	人身事故に占 める飲酒がら みの人身事故 の構成率	死亡 事故 件数	飲酒がらみ の死亡事故 件数	死亡事故に占 める飲酒がら みの死亡事故 の構成率	飲酒運転 検挙件数
H2	2,926	201	7.12	100	18	20.5	10,090
H3	3,234	269	8.54	94	26	28.6	10,975
H4	3,336	263	8.06	99	25	25.3	8,400
H5	3,169	269	8.62	111	31	27.9	7,638
H6	3,096	255	8.40	77	23	29.9	8,929
H7	2,928	281	9.72	94	46	48.6	8,653
H8	2,944	268	9.20	74	25	33.8	14,427
H9	3,118	308	10.00	83	44	53.0	14,757
H10	3,805	346	9.21	74	25	33.8	15,587
H11	3,904	348	9.03	64	29	45.3	14,152
H12	4,294	392	9.18	76	29	38.2	8,571
H13	5,115	423	8.27	75	26	34.7	6,934
H14	5,759	433	7.52	61	18	29.5	8,116
H15	6,127	331	5.40	79	29	36.7	8,074
H16	6,512	325	4.99	61	21	34.4	9,381
H17	6,519	263	4.03	60	18	30.0	9,285
H18	6,653	226	3.40	61	14	23.0	8,994
H19	6,525	118	1.81	40	7	17.5	5,295
H20	6,509	128	1.97	41	10	24.4	2,335
H21	6,324	125	1.98	46	13	28.3	1,725
H22	6,501	154	2.37	47	8	17.0	2,269
H23	6,788	126	1.86	43	5	11.6	2,019
H24	6,697	126	1.88	40	7	17.5	1,451
H25	6,664	134	2.01	51	10	19.6	1,388
H26	6,242	117	1.87	34	9	26.5	1,313
H27	5,621	117	2.08	40	11	27.5	1,695

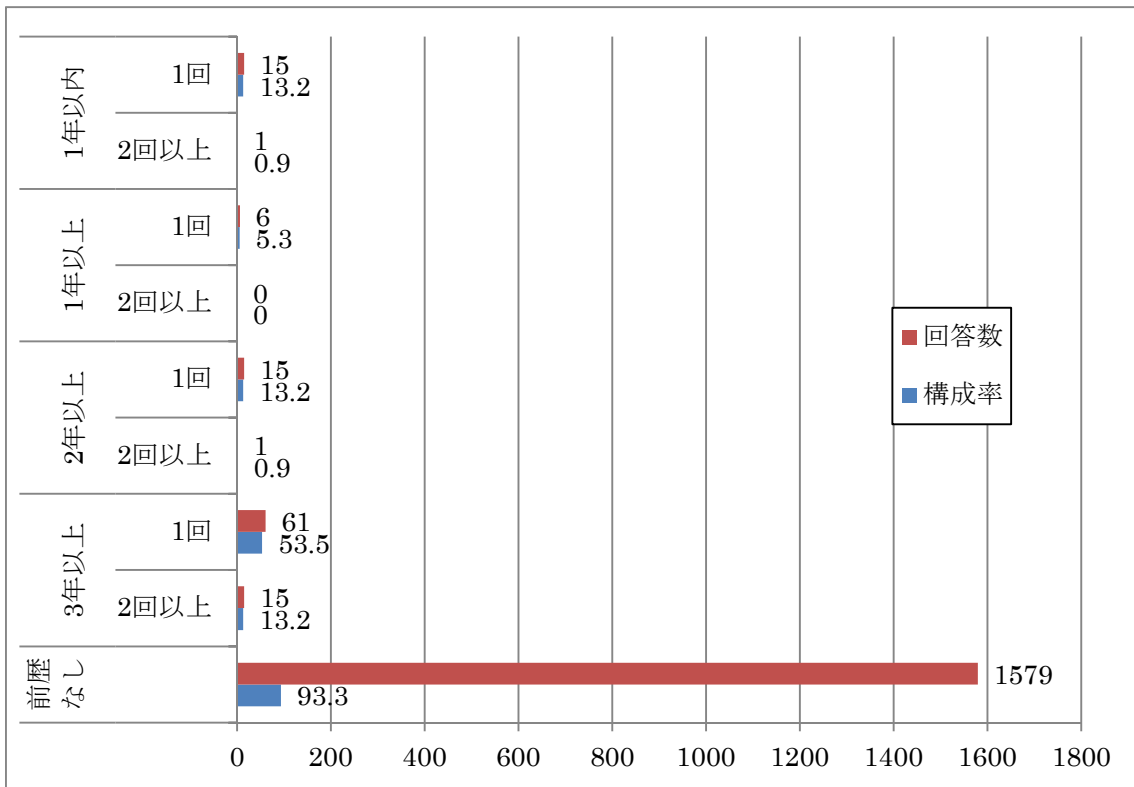
飲酒運転の理由（飲酒運転実態調査分析結果）



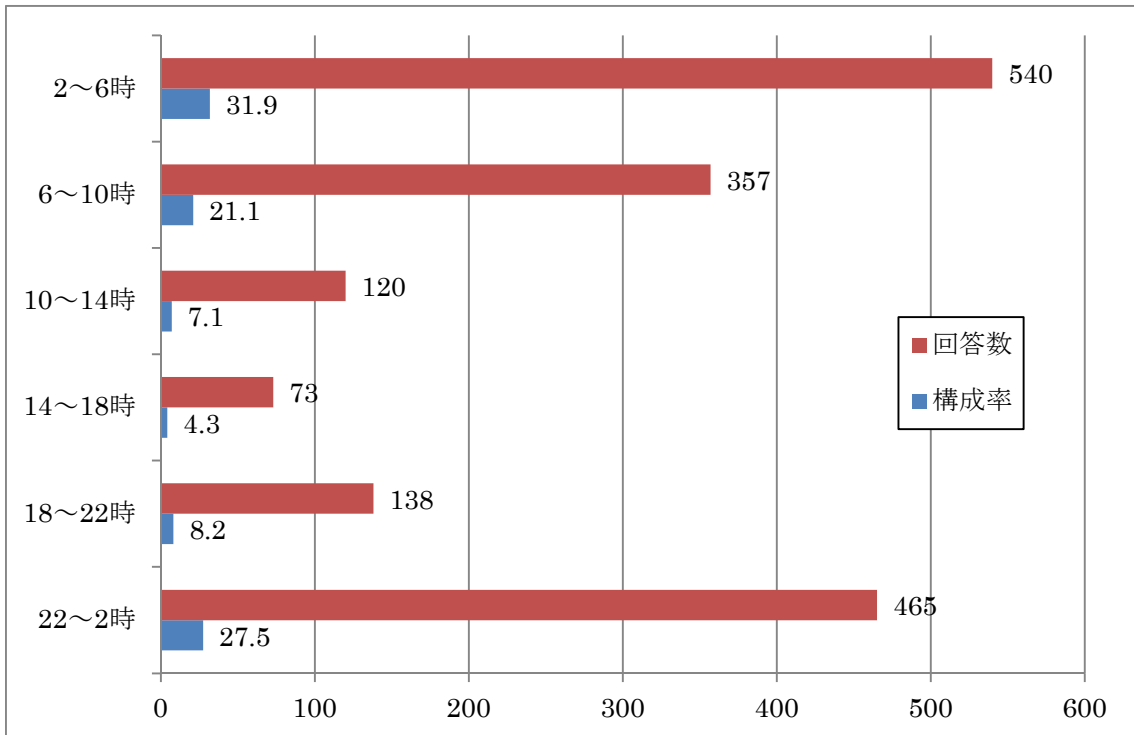
自宅までの距離（飲酒運転実態調査分析結果）



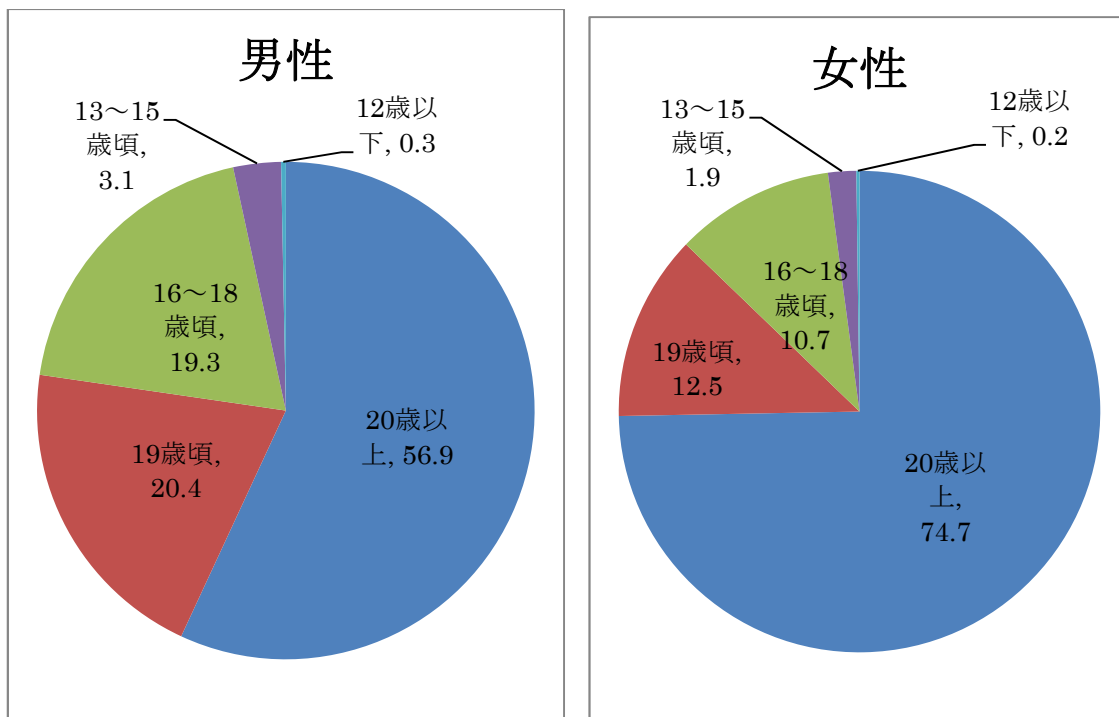
飲酒前歴別（飲酒運転実態調査分析結果）



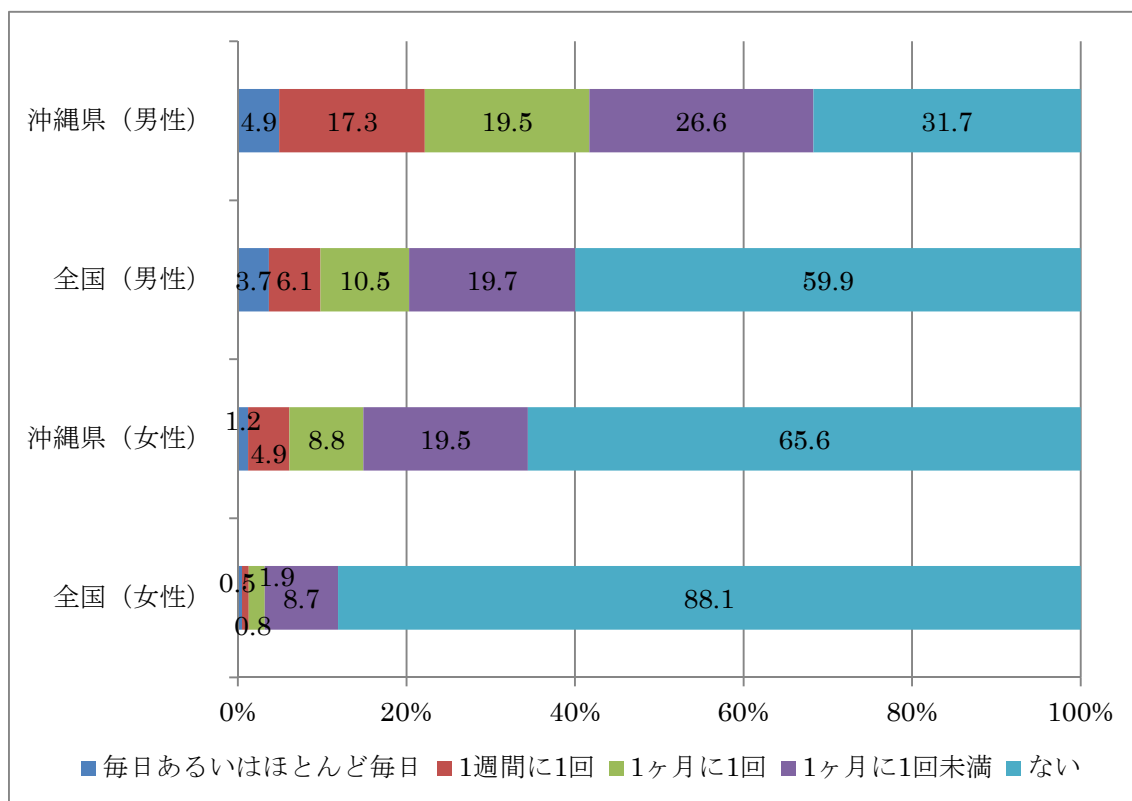
検挙時間帯別（飲酒運転実態調査分析結果）



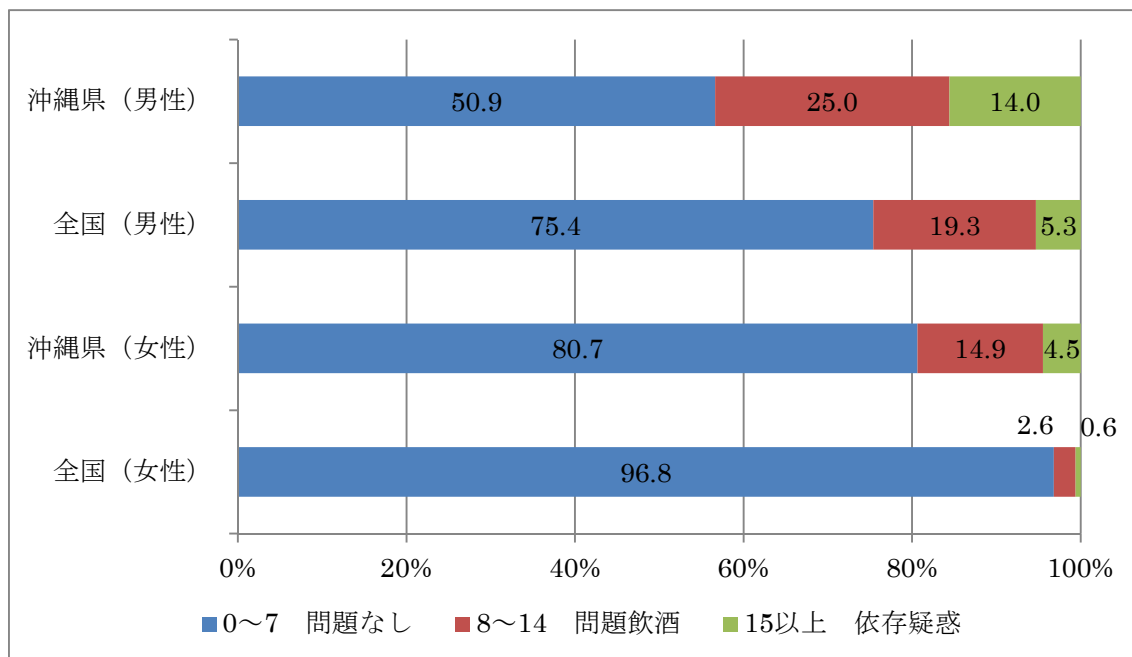
男女別初飲年齢（適正飲酒推進調査事業スクリーニング調査結果報告）



6 ドリンク以上の飲酒頻度（適正飲酒推進調査事業スクリーニング調査結果報告）



AUDIT検査（適正飲酒推進調査事業スクリーニング調査結果報告）



関連取組一覧
(平成 26 年度～平成 28 年度)

課所名	事業名	事業内容	取組実績
消費・くらし安全課	交通安全運動事業	県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の抑止を目的とする。	各季の交通安全運動の実施、啓発用品配布等の広報・啓発活動
	飲酒運転のない社会環境づくり事業	「沖縄県飲酒運転根絶条例」が施行され、行政主導による施策を展開した結果、飲酒運転事故は減少傾向となっているが、未だ根絶には至っていない。県及び県民等が一体となって飲酒運転の根絶を図るため、県民参加(協力)型事業を実施する。	各季の交通安全運動における飲酒運転の危険性の広報・啓発、飲酒運転根絶ロゴマークの活用、飲酒運転根絶県民大会の開催、県内高校生による飲酒運転根絶ラジオCMの放送
教育庁保健体育課	学校安全事業	県内公立高等学校における交通安全指導上の諸問題に関して学校、警察、教育委員会の関係者が連絡協議会を開催し、高等学校における交通安全指導の充実・強化に資する。 交通安全指導的立場にある教師の運転技術に対する安全知識ならびに車輻特性等の理解に係る実技講習会を開催し、学校現場における交通安全指導の充実に役立てる。	高等学校交通安全指導者連絡協議会の開催 教師のための「二輪車実技講習会」の開催
青少年・子ども家庭課	青少年健全育成推進事業	各学校で取り組んできた交通安全活動の実践報告や意見交流を通し、交通問題を自らの問題として捉え、交通社会の一員としての自覚と交通安全意識の高揚を図り、高校生の交通事故防止に資する。	高校生の交通問題を自ら考える実践交流会の開催 運動の一環として、「未成年者飲酒防止」県民一斉行動を実施している
中部農業改良普及センター		沖縄県・沖縄県教育委員会・沖縄県警察・公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議の主催で、年間を通じた青少年育成県民運動を実施する。	公用車の鍵の保管場所等の目につく場所へ「飲酒運転防止」、「飲酒後にアルコールが分解されるまでの時間」、「ハンドルキーパー運動」等に関するリーフレットやチラシを掲示することによる職員への注意喚起・啓発
土地対策課			全国交通安全運動の期間に合わせ、ポスターを掲示することにより、課内職員への注意喚起、意識の高揚を図っている。
糖業農産課			飲酒運転根絶ロゴマークの掲示

課所名	事業名	事業内容	取組実績
農林水産総務課			職員に対する交通法規の遵守(飲酒運転防止含む)の徹底に向けた通知文書の発出 「飲酒運転根絶ステッカー」「飲酒運転防止マニキュアル」(消費・くらし安全課より提供)を配布
家畜改良センター			新聞での飲酒運転事故等の報道があった時は、職場でのミーティングで注意喚起を行う。 また、懇親会や行事等で飲酒機会の増える時期には、飲酒運転防止の声かけにより職員への周知を行う。
環境部環境政策課			週末や、課内の飲み会があったときに、課内で職員に飲酒運転をしないよう呼びかけている。
漁港漁場課			終礼時に、職員に「飲酒運転の防止に係る周知文の読み上げ及び文書配布
水産海洋技術センター			年末・年始など、時季において、所長が職員に飲酒運転しないよう呼びかける
中部土木事務所			安全運転講習会の開催
八重山農林水産振興センター			交通安全講話会の開催
浦添職業能力開発校			訓練生及び職員への交通安全講話